

説明資料

《 令和4年度 社会福祉法人香西会 介護職員等(特定)処遇改善加算 》

＜介護職員処遇改善加算＞

1. 改善期間	: 令和4年6月～令和5年5月〔12ヶ月〕
2. 改善単位	: 法人単位
3. 常勤換算人数	: 128.23名(派遣は除く)
① 経験・技能のある介護職員	: 5.6人
② その他の介護職員	: 77.6人
③ その他の職種	: 24.8人(年収440万円以上は除く)
4. 加算見込み金額	: 14,420,472円(12ヶ月)
5. 法人改善金額	: 14,900,193円(12ヶ月)
6. 一人当たりの見込み平均改善金額(常勤換算一人当たりの改善期間累計額)	
① 経験・技能のある介護職員	: 336,000円
② その他の介護職員	: 128,873円
③ その他の職種	: 61,734円

— 賃金改善計画 —

本計画に記載された金額については見込みの額であり、申請時以降の運営状況(利用者数等)、人員配置状況(職員数等)その他の事由により変動があり得るものである。

○令和3年度における介護職員の賃金改善○

＜対象区分の定義＞

① 経験・技能のある介護職員

- ・法人において正社員として4月1日基準にて概ね8年以上在籍し、介護福祉士を取得している者。
 - ・正社員として、介護福祉士手当及び主任手当が支給されている者。
 - ・法人がこれを認めたもの
- 上記のいずれかを満たした者のうち、法人が定める基準を満たした者に下記の手当を支給する。

【特定処遇改善手当】	28,000 円/月
------------	------------

② その他の介護職員

- ・上記の①以外の介護職員(正社員)

【特定処遇改善手当】	12,000 円/月
------------	------------
- ・上記以外の介護職員(有期職員等)

【特定処遇改善手当】	+50 円/時給
------------	----------

③ その他の職種

- ・栄養士、調理職員、看護職員、介助員(送迎員)、生活相談員、機能訓練指導員、介護支援専門員、事務員等など上記対象区分①②以外のすべての正社員のうち、年収440万円を満たさない者。

【特定処遇改善手当】	5,000 円/月
------------	-----------

- ・上記以外の有期職員等

【特定処遇改善手当】	+30 円/時給
------------	----------

④ 配分比率

①経験技能のある介護職員 : ②その他の介護職員 : ③その他の職種 = 5.4 : 2.1 : 1

＜上記以外の改善に充当するもの＞

【法定福利費】 上記に掛かる分(令和2年度決算報告書の基準により)
(令和2年度 11.72%)

【一時金】

月額給与において改善を行うが、職員状況により残が発生した場合は、一時金として常勤換算数に応じて支給する。配分方法は下記の基準にて行う。